

高濃度PCB廃棄物の処理期間は 令和3年3月31日までです

高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理をしています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録する必要があります（使用中であっても登録は可能です）。詳しくはJESCO登録担当（☎03-5765-1935）にお問い合わせください。期限を過ぎると処理できなくなり、罰則の対象となります。

高濃度PCB廃棄物について

定義	PCBを使用した電気機器廃棄物	
PCB濃度	5,000mg/kg超	
判別方法	メーカーや製造年月から判別（昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサー等は絶縁油にPCBが使用されたものがある）	
処理方法	化学的に分解	
PCB含有機器	変圧器・コンデンサー等	安定器・汚染物等
処理施設	JESCO大阪	JESCO北九州
処分期間	令和3年3月31日まで	

PCBを含む電気工作物についての問い合わせ窓口

中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課（☎06-6966-6048）

PCB特別措置法（届け出）についての問い合わせ窓口

都道府県		
三重県	環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部 循環社会推進課	077-528-3474
京都府	環境部 循環型社会推進課	075-414-4718
大阪府	環境農林水産部 環境管理室事業所指導課	06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局 環境整備課	078-362-3281
奈良県	くらし創造部景観・環境局 廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局 循環型社会推進課	073-441-2692

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物は、定められた期限までに処分しなければなりません。そのうち高濃度PCB廃棄物は令和3年3月までとなっています。また、PCB廃棄物を保管している場合は、所管行政への届け出が必要です。事業所や倉庫を再点検し、適正に処分しましょう。

※詳しくは「関電協」2019年3月号の1〜4ページで紹介しています